

財 産 開 示 手 続 申 立 書  
(裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合)

地方裁判所 御中

令和 年 月 日

申立人

印

電 話 ー ー

F A X ー ー

(担当 )

当 事 者 別紙目録記載のとおり

請 求 債 権 別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、債務者について財産開示手続の実施を求める。

①か②の  
いずれか  
にレを付  
してくだ  
さい。

- ①以下のうちレを付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。
- 債務名義（ 更正決定・処分あり）
- 執行文
- ②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりでである。

記

1 民事執行法197条1項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。

知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。

2 民事執行法197条3項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

債務者が、本件申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを

知らない。

知っている。

（「知っている。」にチェックした場合は、次のいずれかにチェックする。）

債務者が当該財産開示期日において、一部の財産を開示しなかった（1号）。

債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得した（2号）。

（取得した財産 ）

当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了した（3号）。

(添付書類) (該当する□に✓を記入してください。)

資格証明書 通

- 住民票 通
- 通
- 通
- 通
- 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

- 1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合
  - 配当表写し 甲第 号証
  - 弁済金交付計算書写し 甲第 号証
  - 不動産競売開始決定写し 甲第 号証
  - 債権差押命令写し 甲第 号証
  - 配当期日呼出状写し 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証
- 2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証～甲第 号証
  -
- 3 民事執行法197条3項の要件立証資料
  - 財産開示期日調書写し 甲第 号証
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証
  - 退職証明書 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証

## 留意事項

# 財産開示手続申立書

(裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合)

地方裁判所

御中

令和 年 月 日

申立人

印

電話 - -

FAX - -

(担当 )

当事者 別紙目録記載のとおり

請求債権 別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、債務者について財産開示手続の実施を求めらる。

(注) 次のア～エの場合には、②に☑を付し、事件特定情報提供書面を提出してください。

- ア. 複数の債務名義に基づく申立てである場合
- イ. 執行文、更正決定・処分が複数ある場合
- ウ. 執行文、更正決定・処分が債務名義と異なる裁判所により作成された場合
- エ. 督促手続オンラインシステムにより発付された仮執行宣言付電子支払督促に基づく申立てであって、督促異議が申し立てられた場合（異議取下げ又は異議却下があつた場合は除く）

(注) 債務名義・執行文について☑を付してください。ただし、執行文の付与を要しない場合については、「執行文」に☑を付する必要はありません。

執行文の付与を要しない場合の例：

債務名義が仮執行宣言付電子支払督促や少額訴訟の判決であつて、当事者がこれらに表示された当事者と同一である場合

①か②のいずれかに☑を付してください。

- ①以下のうちレを付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。
  - 債務名義 (  更正決定・処分あり )
  - 執行文
- ②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりである。

### 記

1 民事執行法197条1項の要件（該当する☐に☑を記入してください。）

強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。

知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。

2 民事執行法197条3項の要件（該当する☐に☑を記入してください。）

債務者が、本件申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを

知らない。

知っている。

(「知っている。」にチェックした場合は、次のいずれかにチェックする。)

債務者が当該財産開示期日において、一部の財産を開示しなかった(1号)。

債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得した(2号)。

(取得した財産 )

当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了した(3号)。

(添付書類) (該当する□に✓を記入してください。)

資格証明書 通

住民票 通

通

通

通

通

通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

配当表写し 甲第 号証

弁済金交付計算書写し 甲第 号証

不動産競売開始決定写し 甲第 号証

債権差押命令写し 甲第 号証

配当期日呼出状写し 甲第 号証

甲第 号証

甲第 号証

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証～甲第 号証

3 民事執行法197条3項の要件立証資料

財産開示期日調書写し 甲第 号証

財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証

退職証明書 甲第 号証

甲第 号証

甲第 号証